

市立類似施設 条例 「使用料」及び「使用料の減免」規定

奈良市勤労者総合福祉センター条例

(使用料)

第6条 センターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

奈良市ならまちセンター条例

(使用料)

第9条 市民文化ホールの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、駐車場の使用料にあつては、連絡所の利用者その他公用又はこれに準ずる理由により特に市長が必要と認めた者が使用する場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

奈良市北部会館条例

(使用料)

第9条 市民文化ホールの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

奈良市男女共同参画センター条例

(使用料)

第6条 センターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

奈良市青年の家交楽館条例

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、災害その他使用者の責めに帰することができない理由により交楽館を使用することができなくなったときは、この限りでない。